



万国正義院憲法

---

# 万国正義院憲法

信託任務宣言書(定款)と  
万國正義院院則

バハイ出版局

THE CONSTITUTION OF THE UNIVERSAL HOUSE OF JUSTICE

© The Universal House of Justice 1972

信託任務宣言書（定款）

唯一にして比類なく

至高の力をみそなわし

全能にして全てに賢明なる神の御名に於て

恩恵の天からふりそゝぐ光とあらゆる名の王国の主たる神の御意のさしのぼる地点から輝やく福祝が至高の中介者、最も尊いペン、神がその最大の名のさしおぼる地点とされ、最高の属性の夜明けとなされた方の上に宿ります様に！この方を通して世界の地平線上に統合の光が輝やき、国々の間の統一の法が顯わされた。この方は輝やける御顔で天の地平線を仰がれ、発言の舌が神の知識の王国で述べられたことば「天と地、栄光と支配は全能にして力に満ち、祝福豊かな主、神のものである。」を承認なされた。

喜びと感謝の心をもつて、私達は神の御慈悲の豊かさとその正義の完全さと、神がいにしえより約束なされたことが成就されたことをここに証言する。

神の御言葉を今日の世界へ顯わされた顯示者であり、權威のみなもと、正義のいしづえ、新世界秩序の創造者最大平和の設立者、世界文明の発想者及び創始者であり、判事、立法者、人類に統一をもたらす救世主であるバハオラが地上に於ける神の王国の出現を予言し、その為の法令と捷を定め、その原理を明らかにし、その機関を制定された。バハオラは自らの啓示により放出された力を方向づけ導く為、その聖約を設立、任命して機構化された。その聖約の力は信徒の完全性を保ち、和を維持し、アブドル・バハ、ショーギ・エフエンディと相続いた在位の間に信教を世界的に拡張する励ましとなつたのである。その力は今日も万国正義院という機関を通して、生命のみなもととしての目的を果しつゝある。正義院の根本的な目標はバハオラ、アブドル・バハのあとを継ぐ二つの機関のうちの一つとして、信教の源から流れいで、神によつて与えられた權威の続くことを保証すると同時に信教に従う者の和合を護り、信教教義の完全性と融通性とを維持することである。

バハオラは述べられた。

「神の大業とその宗教を動かしている根本的な目的は、人類の利益を護り、人類の統合を促進し、人間間に愛と友情の精神を培ふることである。不和や競争、憎しみや反目の原因とならぬよう心せよ。これこそ、まつすぐな道であり、堅固にして不動の礎である。この土台の上に築かれたものはすべて、この世の変異や偶然の出来事によつて、その力を欠かれることなく、又、無限に続く世紀の変転もその組織を崩すことはできない。」と。

又、アブドル・バハはその遺訓書の中に述べられた。

「全ての者は最も聖なる書〔ケタベ・アグダス〕に向わなければならぬ。そして、その聖なる

書に明白に記録されていない全ての事柄は万国正義院に照会されねばならない。」と。

万国正義院の起源、権限、義務、行動領域は、すべてバハイの顯わされた言葉及び聖約の中心であるアブド・バハ又、彼の死後はバハイ原書の解釈に於て、唯一の權威者なる大業の守護者の解釈と説明を基にして実現されたものであり、それらは万国正義院に對して拘束力を有する規準であり、又その根底をなす基盤でもある。これらの教典の權威は絶対的なものであり、全能なる神によつてその權限と威力のすべてを与えられた新しい顯示者があらわれるまで不变のものである。

シヨーギ・エフエンディに神の大業の守護者としての後継者がない為、万国正義院が信教の主席であり、何人もがその指導を仰がなければならない信教の最高機関である。そして、神の大業の統合と進歩を確保する究極の責任は万国正義院にある。更に、大業翼成者の活動を指示し、調整し、この機関に与えられた保護と普及の任務が絶え間なく遂行されるように見とどける責任、及び、ホグーク・オラの受領と支出を管理する役目をゆづり受ける。

#### 万国正義院に課せられている権限と任務

神聖なる原書を確實に保存し、その不可侵性を護ること。原書を類別し、分析し、整合すること。  
神の大業を防護し、保護し、抑圧と迫害の束縛から解放すること。

神の信教の利益を促進すること。その教えを宣布し、布教し、普及させること。その行政組織を拡大し、強化すること。バハオラの世界秩序の先導をすること。バハイ人格を個人的にも社会的にも特徴づける精神資質を獲得するよう奨励すること。万国平和の達成の為、国家間のより緊密な友誼と礼讓が現実化するよう、最大の努力をすること。又、人間の魂の教化と啓蒙、世界の進歩と改善に貢献する要素を養成すること。  
神聖なる原書に明示されていない法や綱を制定すること。又、制定した法令を時勢の変化や

必要に応じて廃棄すること。不和の原因となつた問題について協議し、決議を下すこと。不明瞭な質問点については解説をすること。個人の権利、自由、主導性を護ること。人間の名譽を保持し、国家の発展と安定に注意を払うこと。

信教の法と原則を広め、適用すること。神の法が定めた行動の清廉さを施行し、維持すること。永久的にハイファ・アッカの二つの都市に定められたバハイ信教の精神的また行政的中心地を維持し、発展させること。世界中のバハイ共同体に関する業務を統括すること。その活動を先導し、組織し、調整し、統一をもたらすこと。機関を設置すること。信教内のいかなる個人も機関も、その特権を濫用することのないよう、また、その権利と特典の行使を辞することのないよう保証する責任を持つこと。献金・寄附財産及び、その他、万国正義院に託された財産について領収し、整理し、管理し、保護すること。

その権限内にある争いを裁定する。信教の法令に違反した事例については判決を下し、その違反に値する処罰を宣告する。その裁定の行使の為の規定を設ける。人民間に起つた争いを調停し、解決するための援助をする。世界に法と秩序の統治を確立し、世界の安全を保証する唯一の要素である神の正義の解説者であり、守護者であること。

バハオラによつて「正義院の男達」、「名称の書に述べられたバハの人々」「僕の中の、神の信託を受ける者達」であり、神の王国に於ける權威の源泉」と呼ばれた万国正義院のメンバーは、その責任を果たすにあたつて、神の大業の守護者であるショーギ・エフエンディによつて定められた次の標準を常に心に刻んでおかなければならぬ。

「信教の行政事項の指導上、又、ケタベ・アグダスの法令を補足するに必要な法規の制定に於て、万国正義院のメンバーはバハオラの言葉が明示しているように、彼らが代表する人々に對して責任を負わないし、信者全般、又は彼らを、直接、選出した人々の感情や一般的見解、またその信念などによつて左右されることは許されない、ということを深く心に刻んでおくべきである。彼らは祈りに満ちた態度で彼ら自身の良心の指示と導きに従うべきである。彼らにはバハイ共同体内に存在する状態を熟知することが望まれるのみでなく、そうすることが、義務でもある。彼らは考慮されるべく提上されたいかなる事例の真偽をも、心中で公平に比較しなければならないが、最終決定権は自由意志として保留しておくべきである。『神がその意志通り、彼らに靈感を与えられる』という言葉はバハオラが与えられた論争の余地ない明白な保証である。彼らを直接または間接的に選出した人々の全体ではなく、彼ら自身こそ、この啓示の生命の血であり、その至高の保証である神のみちびきの受託者とされたのである。」

万国正義院は、アブドル・バハの遺訓書に示された規定に従い、バハオラの世界連邦の初期の世話役であつた大業の翼成者たちの召集に応じて全国精神行政会のメンバーが、バハオラの世界秩序の「中心核であり、先驅者」そのものである行政機構の「栄冠」を存在の世界に現出させた時、バハイ歴百二十年、レズワンの第一日目に、はじめて選出されたのである。その故、神の御命令に忠実に従い、神に全信頼をかけて、私達、万国正義院のメンバーは、万国正義院憲法を構成するこの信託任務宣言書と、これに付加された院則とに同時に署名・押印するものである。

バハイ暦一二九九年發言月四日

(グレゴリーア暦一九七一年十一月二十六日)

ハイファ市に於て署名

Hugh E. Chance

ヒュー E. チャンス

Hushmand Fatheazam

フュマンド・ファテアザム

Amoz E. Gibson

エイモズ E. ギブソン

David Hofman

デイビッド・ホフマン

H. Borrah Kavelin

H. ボラ・カヴェリン

Ali Nakhjavani

アリ・ナクジャワニ

David S. Ruhe

デイビッド S. ルー

Ian C. Semple

イアン C. センブル

Charles Wolcott

チャルズ・ウォルコット

Hugh Chance  
H. Fatheazam  
Amoz E. Gibson  
David Hofman.  
H. Borrah Kavelin  
Ali Nakhjavani  
David S. Ruhe  
Ian C. Semple  
Charles Wolcott



# 万国正義院院則

## 序 文

万国正義院はバハイ行政秩序の最高機関である。その顯著なる特色、その權威と運営の原則はバハイ信教の聖なる原書と、その權威ある解釈とに明確に宣言されている。

この行政秩序は、一方は一連の選ばれた組織でバハイ共同体の立法・行政・司法権を与えられている世界的・第二義的・地方的行政会から成り、他方は、信教の主導部の指導のもとに、バハオラの信教を普及し、保護する特別の目的を実施する為に任命された優れた獻身的な信者から成り立っている。

この行政秩序はバハオラによつて予示された世界秩序の中心核であり、また、ひな型でもある。神によつて推進される有機的成長の過程に於て、その組織は人間種族の發展の為、バハオラによつて顯わされた原則や目的に呼応して補助枝を生み出し、配下にある機関を發展させ、その活動を増大し、その機能を多岐化させながら拡大するであろう。

## 一、バハイ共同体のメンバーシップ

バハイ共同体は万国正義院によつて、バハイとしての信仰の資格とその実際を兼ね備えていると認められた者によつて成り立つ。

- 1、選挙権及び被選挙権を有するには、バハイは二十一才以上となつていなければならぬ。
- 2、個人のバハイの権利・特典及び義務はバハオラ、アブドル・バハ、ショーギ・エフェンディの原書に示され、万国正義院によつて定められた通りとする。

## 二、地方精神行政会

一地区に二十一才以上のバハイの居住者が九名を越えた時、この人達はレズワンの第一日目に集つて、その地区のバハイの精神行政会として知られる九名のメンバーから成る地方行政体を選出する。この精神行政会はそれ以後、引続いて毎年レズワンの第一日目に選出される。メンバーはその任務を一年間の任期または後継者が選ばれるまでの期間務める。

しかしながら、前述されたバハイ信徒の数が丁度、九名である場合、この人達はレズワンの第一日目に共同宣言によつて地方精神行政会を結成する。

1、地方精神行政会の一般的権限と任務はバハオラ、アブドル・バハ、ショーギ・エフェンディによつて示され、万国正義院によつて定められた通りとする。

2、地方精神行政会は地方バハイ法（地方精神行政会の規則）の条項に基づいてその地区内のバハイの活動と業務全般について全権限を有する。

3、地方精神行政会の管轄区域は万国正義院が各國の為に定めた原則に従つて、全国精神行政会が定める。

### 三、全国精神行政会

万国正義院によつて一定の国または地域に全国精神行政会を設立する決定がなされると、その国、または地域のバハイ共同体で投票権のあるメンバーは万国正義院の定めた様式と時に従つて、全国年次大会への代議員を選出する。これらの代議員は全国バハイ法（全国精神行政会の信託宣言と規則）に示された様式に従つて、その国、または地域のバハイ全国精神行政会と呼ばれる九名のメンバーから成る行政会を選出する。メンバーはその任務を一年間の任期または、後継者が選ばれるまでの期間、務める。

1、全国精神行政会の一般的権限と任務はバハオラ、アブドル・バハ、ショーギ・エフエンディによつて示され、万国正義院によつて定められた通りとする。

2、全国精神行政会は、その管轄区域内のバハイ信教の全ての活動と業務に完全な裁定権と全権限を有する。全国精神行政会はその管轄地域内の地方精神行政会や個人のバハイの多角的な活動を奨励し、調整し、統一するよう、尽力し、人類の統合を促進する為、あらゆる手段をもつて援助する。更に、全国精神行政会

は自己の全国バハイ共同体を他の全国バハイ共同体や万国正義院に對して代表する。

3、全国精神行政会の管轄区域は万国正義院によつて定められる。

4、全国年次大会のおもな業務は、バハイの活動計画・方針の協議と、全国バハイ法に示された規則に従つて全国精神行政会のメンバーを選出することである。

(1) ある年に於て、全国精神行政会が年次大会の開催が実行困難または不賢明であると判断した場合、全国精神行政会は年次選挙及び、その他の欠かしてはならない大会業務がとり行なわれるよう にその手段、方法を構じる。

(2) 全国精神行政会のメンバーの空席は、年次大会を構成し、全国精神行政会を選出した代議員たちが、郵送またはその他の全国精神行政会が決めた方法で投票し、その結果によつて補足されるものとする。

#### 四、精神行政会のメンバーの義務

精神行政会のメンバーとしての神の大業の事業を主となつて導き、方向づけ、調整する役目を与えられた者以上に課せられた最も重大で傑出した神聖な義務としては次のようなものがある。

共同体に奉仕する事はメンバーに与えられた特典であり、メンバーは共同体の信頼と情愛を得るよう、あらゆる努力をすること。

メンバーにとって託された信徒達の福祉を促進することは神聖な義務であるから、その為、信徒達の見解や世論、個人の信念などを吟味し、それに精進すること。

メンバーは自分達の協議や行動全般にわたつて、信徒とうちとけず冷淡であつたり、秘密めいた態度をとつたり、独裁的に権力をふり回して重苦しい雰囲気をかもし出したり、不公平を匂わす言動や自己中心主義・偏見を示す行動などから身を淨めること。

神から与えられた神聖なる最終決定権を手に握る一方、信徒間に話し合いを奨励し、不平や不満が自由に述べられるように勤め、忠告や勧告を歓迎し、相互依存と協同の精神を培い、メンバーと共同体内のバハイの間の、理解と相互信頼の精神を養成すること。

## 五、万国正義院

万国正義院は以下に示された様式に従つてバハイ共同体から選出された九名の男達によつて構成される。

### 1、選挙

万国正義院のメンバーは国際バハイ会議として知られる大会で全世界の全国精神行政会のメンバー達の無記名投票によつて選ばれる。

- (イ) 万国正義院の選挙は、万国正義院によつて例外と決められない限り、五年に一度行なわれる。そして選ばれたメンバーは後継者が選出され、後継者達の第一回目の会議が滞りなく開かれるまでメンバーとしての席を占める。
- (ロ) 各全国精神行政会は国際会議への召集をうけると万国正義院にそのメンバー名簿を提出する。国際会議への代表者の承認と議席権は万国正義院が決める。
- (ハ) 国際会議の主な業務は万国正義院メンバーを選出し、世界中のバハイ信教の業務を協議し、万国正義院の考慮に資する提案や勧言事項を提出することである。
- (ニ) 国際会議の開会期間は、万国正義院がその時に応じて定めた様式に従つて運営される。
- (ホ) 万国正義院は、国際会議に出席できなかつた代表たちが万国正義院メンバー選出のための投票を行なうことができるようその手続きを与える。
- (ト) 選挙の時期に入つて、万国正義院が国際会議の開会が不可能か不賢明であると判断した場合、万国正義院は選挙がいかにして行なわれるかを決める。
- 選挙当日、全投票用紙は注意深く調べられ、数えられ、その結果は万国正義院の指示に基づいて、任命された開票係達によつて確認される。

(イ) 全国精神行政会のメンバーが郵送によつて不在投票をしたが、選挙当日の開票前に全国精神行政会メンバーとしての席を辞任した場合、その間に後継者が選ばれ、その後継者の投票用紙が開票係によつて受けとられない限り、前メンバーの投票用紙を有効看做す。

(ロ) 第一回投票の際、同数得票者が出た為、万国正義院のメンバーが決められなかつた場合、同数得票者のうちの一人を選ぶ選挙によつて同数が破れ、万国正義院の全メンバーが選出されるまで一度もしくは數度の投票が行なわれる。

追加投票の場合も選挙者はその時点に於て全国精神行政会のメンバーを務める者に限られる。

## 2、メンバーシップの空席

万国正義院のメンバーシップの空席は、メンバーが死亡した場合か次の場合に生じる。

(イ) 万国正義院のメンバーが共通の福利にとつて有害となるような罪を犯しは場合、その者は万国正義院によつて罷免される。

(ロ) 万国正義院は、そのメンバーのうちの一人がメンバーとしての機能を果し得ないと判断した場合、その自由裁量により空席を発表することができる。

(ハ) 万国正義院の承認のあつた時にのみ、万国正義院メンバーを辞任することができる。

## 3、補欠選挙

万国正義院のメンバーに空席が生じた場合、万国正義院はできるだけ早く、補欠選挙の召集を行なう。但し、万国正義院の判断に於て、そのような日時が、全メンバー改選が行なわれる定例選挙日に近い場合、万国正義院は、その自由裁量により、空席を充たすことを定例選挙日まで延ばしてもよい。補欠選挙が行なわれた場合、選挙資格者は補欠選挙の行なわれる時点に於て全国精神行政会のメンバーを務める者に限られる。

## 4、会議

(イ)

万国正義院の選挙後、第一回会議は、最高得票数をもつて選ばれたメンバーによつて召集される。欠席、または他の理由でそのメンバーによる召集が不能の場合、次点得票者であるメンバーによつて、また、二名ないしそれ以上の方が同じ最高票を得た場合は、それらメンバーの中からくじによつて選ばれたメンバーによつて召集される。次回よりの会議は万国正義院の決めた方法に従つて召集される。

(ロ)

万国正義院は役員を持たないものとする。万国正義院は自己の会議の運営の様式を定め、正義院の活動はその時期に応じた決議に従つて組織される。

(ハ) 万国正義院の業務は、全メンバー出席の下での協議によつて運営される。万国正義院は時によつて、ある一定の限られた業務に関しては全メンバーの出席を必要としない過半数メンバーによつて運営する方

策をとることもある。

## 5、署名

万国正義院の署名は、英語で「ザ・ユニバーサル・ハウス・オブ・ジャステイス」、またはペルシャ語で「ペイトール・アドルエ・アザム」とし、万国正義院の権威のもとでそのメンバーの一人によつて署名されたものを有効とする。その署名にはいずれの場合も万国正義院の証印が押印されるものとする。

## 6、記録

万国正義院は、その議事録と決議事項の証明記録を、その時々に応じて必要と判断された様式により与えるものとする。

## 六、バハイ選挙

バハイ選挙は、その精神的性格と目的を保存する為、推薦や選挙運動を行なつたり、その他、この目的と性格に反するいかなる活動をすることも避ける。選挙の間は、沈黙と祈りの雰囲気に満ち、各選挙者は、その中で祈りと熟考の後、靈感が示す人々にこそ票を投ずることが出来るようになる。

1、地方精神行政会の役員選挙、全国精神行政会の役員選挙及び委員会の役員選挙を除く、すべてのバハイ選挙は、無記名投票、比較多数得票制によつて行なわれる。

2、精神行政会及びその委員会の役員選挙は、無記名投票により、その行政会、または委員会メンバーの過半数得票制によつて行なわれる。

3、二名またはそれ以上の同数得票者が選出されるべき行政体の全メンバーが、第一回選挙にて決定されなかつた場合、同数得票者間のうち、メンバーとなるものを選ぶ投票が、全メンバーがそろつて選出されるまで一度または数度行なわれる。

4、バハイの選挙者の義務と責任は譲渡されてはならないし、また、代理人によつて 託行使されてもならない。

## 七、再審権

万国正義院は、全国または地方精神行政会による決議や行動を再審議し、承認したり、修正したり、廃止したりする権利を有する。また、万国正義院は、精神行政会が行動を起すことを怠つたり、決議に至らない場合、判断により行動を起こすことを要求したり、万国正義院自体が立ち入つて、直接、行動を起こしたりする権利を有する。

## 八、上訴権

状況に応じて、上訴の権利が存在し、下記に概説された手続きに従つて行使される。

1、(イ) 地方バハイ共同体の信徒達は、地方精神行政会の決議に納得がいかない場合、誰でも全国精神行政会に再検討の訴えを起こすことができる。全国精神行政会は、再審事項の審議管轄権を受け入れるか、地方精神行政会に再検討事項として差し戻すかを決める。そのような訴えが、バハイ共同体の信徒の資格に関するものであるならば、全国精神行政会は管轄権を受け入れ、上訴事項を審議しなければならない。

(ロ) 全国精神行政会の決議に納得のいかないバハイ信徒は、誰でも万国正義院に上訴することができる。万国正義院はその審議の管轄権を受け入れるか、再審事項の検討を全国精神行政会の管轄内にとどめるかを決める。

(ハ) 二つ又は、それ以上の地方精神行政会の間に見解の相違が起り、これら精神行政会が、その相違を解消できない場合、その精神行政会のうちの一つが、全国精神行政会に審議を依頼することができる。もしこれに対する全国精神行政会の決議が、当事者である地方精神行政会のうちのいづれかに不満である場合は、地方精神行政会が全国精神行政会の行動が、その地方精神行政会の下にある共同体の統合と福祉に悪影響を与えていると信じられる根拠が存在する場合は、そのどちらの場合に於いても、地方精神行政会は、全国精神行政会との見解の相違を解消する努力をしたあと、万国正義院に訴える権利がある。万国正義院は、その審議の管轄権を受け入れるか、最終審議権を全国精神行政会の管轄内にとどめ

るかを決める。

2、上訴人は、機関であろうと、個人であろうと、上訴の第一歩として、その決議に疑問のある行政会に対し再審議を願うか、または、より上の行政機関への付託を願うこと。後者の請願があつた場合、行政会は上訴事項及びその事項に関する全面的な報告書をつけて、提上する義務を負う。もし、行政会が上訴事項の提上を拒否するか、妥当と思われる期間内に実行しない場合、上訴者は、上訴事項をより高い権威へ直接持ち込むことができる。

## 九、顧問団

顧問団という機関は、大業の翼成者に与えられた信教の保護と普及という特別の機能を未来に延長する目的で万国正義院によつて、創設されたものである。これらの顧問団のメンバーは、万国正義院によつて任命される。

1、顧問の在職の期限、各顧問団の顧問の人数、また、その運営地域の境界は、万国正義院によつて決められる。

2、顧問は、自己の地域内でのみ機能を発し、任命された地域外に移住した場合、顧問としての任命は自動的に廃止されるものとする。

- 3、顧問の占める地位とその特殊な任務は、顧問を地方または全国の行政会のメンバーとして勤める事に不適格とする。もし、顧問が万国正義院メンバーに選ばれたならば、顧問としての役は終わる。
- ## 十、顧問補佐

各地域ごとに二種類の顧問補佐を置くものとする。その一種は、信教の保護の為、他の一種は、信教の普及の為である。顧問補佐の人数は万国正義院によつて決められ、大陸顧問団の指揮のもとに奉仕し、顧問の代理、補佐、助言者としての役を務める。

- 1、顧問補佐は、その地域の信者の中から、大陸顧問団によつて任命される。
- 2、各補佐は奉仕すべき特定の地域を割り当てられる。顧問によつて特別に代理を命じられない限り、補佐はその地域外では顧問補佐の一人としての役目はない。
- 3、顧問補佐は、選挙によつて選ばれる役職のどれにも被選挙資格があるが、もし、全国または地方行政体のメンバーとして選出された場合は、同時に両資格には奉仕できないので、補佐にとどまるか、行政体メンバーを受け入れるか決めなければならない。万国正義院のメンバーに選ばれたならば補佐としての資格は無くなる。

## 十一、修 正

この憲法は全メンバー出席による万国正義院の決議によつてのみ修正されることとする。

昭和五十一年十一月十五日 発行

万国正義院憲法

発行所 バハイ出版局

大阪中央郵便局私書箱878  
株式会社 啓文社  
大阪市西淀川区御幣島1の11の18

TEL

○六一四七三一〇三五七

◎この本は日本バハイ全国精神行政会の承認のもとで  
出版されるものです。

THE CONSTITUTION OF THE  
UNIVERSAL HOUSE OF JUSTICE

 バハイ出版局